

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	大喜建設株式会社
主たる営業所の所在地	兵庫県西宮市
許可番号	兵庫県知事（特－３０）第２１７７２１号
許可を受けている建設業の種類	土、建、大、と、筋、舗、しゅ、水、解

2 処分に関する事項

処分年月日	令和２年２月７日
根拠法令	建設業法第２８条第３項（同法第１項第２号及び第３号該当）
処分の内容	<p>建設業法第２８条第３項の規定に基づく営業の停止</p> <ol style="list-style-type: none">1 停止を命じる営業の範囲 公共工事に係るもの2 営業停止の期間 令和２年２月２５日から令和２年４月２４日までの６０日間
処分の原因となった事実	<p>大喜建設株式会社は、西宮市が発注した下水道工事に関して、同社元従業員２名が令和元年７月２日神戸地方裁判所において公契約関係競売入札妨害により懲役１年２か月（又は１年）、執行猶予３年の判決が言い渡され、同年７月１７日に刑が確定した。</p> <p>このことは、建設業法第２８条第３項（同法第１項第２号及び第３号）に該当すると認められる。</p>